

「第2次とよやまレインボープラン」の現状と課題

「重点目標Ⅰ すべての人が暮らしやすいまちづくり」についての現状と課題

現計画の方向性	<p>基本的施策1 男女共同参画の理解の促進</p> <p>基本的施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進</p> <p>基本的施策3 様々な困難を抱える人々への支援</p> <p>基本的施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画</p>
1 本町の主な取組状況	<p>基本的施策1 男女共同参画の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の啓発の機会として、第2次レインボープラン開始の平成24年度から「レインボースクール」を毎年開催してきた。男女共同参画推進の効果的な啓発につなげるため、社会の情勢を踏まえたテーマ設定とし、幅広い層の町民が参加できるように休日の午前中などに実施した。 <p>基本的施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の育児休業・介護休業の取得推進のため、制度の一覧表を作成し、説明会や庁内掲示板等で案内をしている。職場の繁忙期には、休暇・休業制度を利用したい旨を自ら申し出ることが難しいため、上司側からの呼びかけが必要である。 毎年2回土曜日に妊婦とその夫を対象とした講座をニューファミリー教室として開催し、夫婦で行う育児に関する講演会を行うことで、男性の育児参画への支援を行っている。 あかちゃん広場では、乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行うことで、育児への積極的参加を促す支援を行うことができている。現状では平日に行っており、母親が主な対象となっているため、父親へのアプローチについても検討しておく必要がある。 <p>基本的施策3 様々な困難を抱える人々への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいを持つ未就学児童等と保護者に対して、療育支援を実施している。現在、母子通園施設は週1～2回の受入れを基本としている。より一人ひとりの成長に合わせた療育について検討する必要がある。施設名称については、「親子通園施設」など、性別等にとらわれない名称を軸に検討する。 福祉作業所の補助を継続的に実施してきた。社会福祉協議会と協議しながら福祉作業所の形態の見直しを検討している。 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健全育成と福祉の増進を図るため、国の児童扶養手当、愛知県遺児手当に加え、町子ども福祉手当を支給している。新型コロナウイルス感染症の拡大など社会情勢の変化による影響を受けやすいため、状況に応じて臨時的な施策を迅速に検討する必要がある。また、制度について、周知や分かりやすい説明をすることが必要である。 <p>基本的施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の管理職は、令和3年度3名、令和2年度3名、令和元年度4名と、3～4名程度となっている。管理職となりうる世代において、女性職員が少ないことが要因である。 本町の審議会などへの女性委員の登用率は、令和2年4月1日現在で39.5%であり、愛知県下54市町村中で尾張旭市に次ぎ2番目の高さとなっていた。令和3年4月1日現在では36.4%であり、第4次総合計画で掲げる目標40.0%には達していないものの、県内でも高い水準を維持している。
2 アンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 《「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どのように思いますか》について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が20.6%、「どちらともいえない」の割合が45.8%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が32.8%となっている。 《従業員のうち、女性の管理職は何人おられますか》について、「1人」の割合が31.8%と最も高く、次いで「0人」の割合が28.4%、「2人」の割合が18.2%となっている。

	<ul style="list-style-type: none"> 『政治の場』『しきたりや習慣』『社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が7割程と高くなっています。また『学校教育の場』で「平等である」の割合が7割程と高くなっています。 《新型コロナウイルス感染拡大の影響で、あなたの生活や行動に変化がありましたか》について、変化をしたと答えた方は約7割程で、「友達に会えなくなった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「やりたいことができなくなった」の割合が52.1%となっている。
<p>3 国の基本的な考え方 (第5次男女共同参画基本計画から抜粋)</p>	<p>第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>○政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政治分野においても女性の割合30%程度を目指し、さらに、その水準を通過点として政治への女性の参画を拡大していくためには、候補者に占める女性の割合を最低限30%以上としていくことが求められる。そのため、政党等における実効性のあるポジティブ・アクション(男女共同参画社会基本法第2条第2号に定める積極的改善措置)の導入を促すことが肝要である。</p> <p>○諸外国では憲法又は法律によるクオータ制も導入されている中で、政党による自主的な取組だけでなく、両立支援策等の女性が立候補や議員活動しやすい環境の整備や政治に参画しようとする女性の交流の機会の積極的な提供、人材の育成等が必要である。また、候補者や政治家に対するハラスメントが政治への女性の参画にとって障壁の一つとなっていることから、ハラスメント防止のための取組を進めることが重要である。</p> <p>第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p> <p>○高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応するほか、高齢期に達する以前から男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。</p> <p>○また、社会的孤立の防止に資するため、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりの推進や社会基盤の構築を図る。</p> <p>○妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築する。</p> <p>○職場や地域において、妊婦や子育てに関する理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活動しやすい環境を整備する。</p> <p>第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</p> <p>○男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていない。働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられる。全ての取組の基盤として、子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けないために、家庭、地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて男女双方の意識を変えていく取組が重要である。</p>
<p>4 次期計画に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、“賛成”が2割、「どちらともいえない」が4割半ば。固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要。 町の女性職員の管理職が3~4名程度と少ない。政治の場、社会全体で、“男性の方が優遇されている”が7割以上。女性が政策・方針決定の場へ立候補したり、活動をしたりすることができる環境の整備や、政策・方針決定の場へ参画しようとする女性の交流の機会の積極的な提供、人材の育成等が必要。 新型コロナウイルス感染症の拡大は、より深刻な影響をもたらしており、制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要。

「重点目標Ⅱ 健康で笑顔あふれるまちづくり」についての現状と課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進 基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 基本的施策7 女性や子どもに対する暴力の根絶 基本的施策8 生涯を通じた健康づくりの支援 基本的施策9 豊かな生活空間の構築</p>
<p>1 本町の主な取組状況</p>	<p>基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から福祉課窓口の子育て支援員を配置し、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施している。児童センター・館や保育園、ファミリーサポートセンターなどにおいても子育てに関する相談に応じ、関連する機関とは緊密に連携をとって対応している。国の進める重層的支援事業の実施や、子ども家庭総合支援拠点の整備も踏まえて事業を進めていく必要がある。 多忙を極める学校現場において、教職員向けの研修の時間を取ることは非常に難しい。「生命の安全教育」や男性の育児休暇の取得等を始め、男女共同参画に対する理解は深まりつつある。また、児童生徒と向き合うための教員の働き方改革の視点からも、会議等の精選が行われている。上記を踏まえ、研修の時間を取るより、日常の中で男女共同参画に対する理解が深まるような取組が行えるように努める。 <p>基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報等により、はぐみんカードを始め、子育て支援施策の周知に努めた。出生届に伴う児童手当等の手続きの際に、はぐみんカードの交付についても案内している。はぐみんカードを利用できる町内店舗の増加に努める。 年度当初の待機児童ゼロを維持している。また、一時的保育、長時間保育、特に青山保育園は早朝・夕方の30分延長保育の実施により保護者のニーズに対応した。今後の課題は、年度途中の3歳未満児の保育ニーズへの対応、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、老朽化した施設対応、感染症のまん延防止も踏まえたオンラインによる手続きの導入などである。3歳未満児の保育受入態勢の強化、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、民間活力の活用も含めた老朽化施設対応、感染症のまん延防止も踏まえたオンラインによる手続きの導入について検討する。 地域の住民が互いに子育てを助け合うことにより、他の子育て支援施策では補うことのできないニーズに対応している。今後の課題としては、会員数の増加と、児童の預かり方法など、より利用しやすいあり方に向けた検討が必要なことである。 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業終了後に放課後児童クラブ（なかよし会）において、遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図っている。需要に応じて定員を拡大して対応している。今後の課題は、待機児童ゼロの維持と、学校敷地内における預かりやプログラムの充実を、放課後子ども教室と連携しながら検討していく必要がある。 <p>基本的施策7 女性や子どもに対する暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の虐待通報を受け、関係機関と連携して迅速に対応している。また、定期的に要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）を開催することで、要保護児童に関する情報・意見交換を実施している。今後の課題は、子ども家庭総合支援拠点を設置して県との効果的な役割分担・連携のもと、虐待などの通報に的確に対応していくことである。 <p>基本的施策8 生涯を通じた健康づくりの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康・福祉フェスティバルの実施を通して、健康や健康福祉について学ぶ機会の提供を行うことができている。フェスティバルの開催方法、ボランティアの減少や活動している人たちの高齢化が課題となっている。健康への関心が低い方など、新たな層への働きかけを行っていく必要がある。 <p>基本的施策9 豊かな生活空間の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内のバス路線について、青山地区からのエアポートウォーク名古屋へのアクセス強化や小牧市、北名古屋市コミュニティバスの町内乗り入れなど、ニーズに合わせてタウンバスのルート見直しを実施してきた。今後も誰もが自由に気軽に移動できるように、状況に応じて随時見直しを図る必要がある。
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 《あなたの家庭では、それぞれの項目について、主に誰が行っていますか》について、すべての項目で、「主として妻」が最も高くなっている。『B. 家のまわりの掃除』『G. ごみ出し』『K. 町内会行事などへの参加』で他の項目と比べて、「主として夫」の割合が高くなっている。また、『E. 食事のしたく』で「主として妻」の割合が高くなっている。

	<ul style="list-style-type: none"> 《学校において男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要だと思いませんか》について、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっている。 《これまでに、あなたの配偶者や交際相手から、次のような行為を受けた経験がありますか》について、「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が8.1%と最も高くなっており、DVの経験がある女性が約2割、男性が約1割となっている。 《これまでに配偶者や交際相手から受けた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか》について、「家族に相談した」の割合が77.3%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」の割合が40.9%、「行政機関に相談した」、「弁護士に相談した」の割合が23.9%となっている。
<p>3 国の基本的な考え方 (第5次男女共同参画基本計画から抜粋)</p>	<p>第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</p> <p>○働くことを希望する全ての人々が仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律をはじめとする関連法の着実な施行や履行確保を行いつつ、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。</p> <p>○固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性が働く場において活躍することが困難になる場合が多い。一方、介護を例にとると、男性は、家事に不慣れ等の状況や、地域とのつながりが乏しい中で孤立した介護生活となっている場合もある。このため、男性が家事・育児・介護等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境の整備を推進する必要がある。</p> <p>○人生100年時代の到来に伴って職業人生が長くなる今後においては、仕事中心の現役生活から引退して仕事のない老後生活へ移行するという発想ではなく、若いときから仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要になる。職業能力開発のための学び直しの機会も重要になる。そうした新しい人生のビジョンに合ったワーク・ライフ・バランスの在り方や支援策を検討する必要がある。</p> <p>第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>○女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されるため、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要である。関係行政機関や医療機関、弁護士、民間支援団体の間の更なる官民連携強化により、被害者支援の更なる拡充を図る。</p> <p>○性犯罪・性暴力やセクシュアルハラスメントの被害者が躊躇せずに被害を訴え、又は相談し、包括的に支援が受けられるよう、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進める。身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすく、被害に遭うと一生涯に及ぶ影響が生じるため、子どもや若年層が性暴力を認識し、加害者にならず、被害に遭った場合は、被害を認知し、訴えることができるように低年齢からの教育を強化する。</p> <p>第7分野 生涯を通じた女性の健康支援</p> <p>○生涯を通じた健康の保持のためには、疾患の罹患状況や、健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要である。また、暴力や社会的な格差は、女性の生涯にわたる健康に与える影響が大きいことにも着目し、特に性暴力においては、加害者・被害者にならないための教育を行う。</p> <p>第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</p> <p>○個人の働き方やライフコースの多様化、家族形態の変化を踏まえつつ、働く意欲のある全ての人々がその能力を十分に発揮できるよう、社会の諸制度を見直す。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。</p>
<p>4 次期計画に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家庭における夫妻の役割について、すべての項目で、「主として妻」が最も高い。家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要。 家庭での役割分担については、各家庭でのコミュニケーションを充実していくことが基本となるが、仕事と家庭を両立する環境づくりや男性の家事の抵抗感をなくす取り組みが必要。

- DV の経験がある女性が約 2 割、男性が約 1 割。DV が絶対に許されない行為であることを広く周知し、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが必要。
- 誰にも相談しなかった人が約 1 割。被害者が安全に安心して相談できる体制の充実を図るとともに、被害を受けた場合は、自分の被害を過小に評価することなく相談できるよう、相談窓口の周知啓発が必要。
- 生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要。

「重点目標Ⅲ 地域の交流・絆を深めるまちづくり」についての現状と課題

<p>現計画の方向性</p>	<p>基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進 基本的施策 11 地域の事業所との連携 基本的施策 12 協働によるまちづくりの推進</p>
<p>1 本町の主な取組状況</p>	<p>基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者に対して、住民課窓口で自治会加入に関するチラシを配布し、加入促進を図った。また、同意を得た転入者については、地区委員に対して、転入情報を提供した。自治会の加入率は平成 27 年度の 58.3%から令和 2 年度には 46.8%まで低下している。自治会加入率の低下や町民の地域協働意識の低下に伴い、役員の成り手不足や役員の高齢化等の問題が生じている。引き続き、転入者等に対して、加入促進に向けた取組を推進していく。また、講演会の開催等を通じて、自治会活動の必要性について行政側から積極的にPRしていく。 <p>基本的施策 11 地域の事業所との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会に対し、各関係機関からの雇用に関する法令・制度について情報共有を行っているほか、町広報でも積極的に啓発を行っている。引き続き商工会に対し、各関係機関からの雇用に関する法令・制度について情報共有を行い、町内事業所への周知を図る。 <p>基本的施策 12 協働によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年 3 回、地区委員会を開催し、地区委員から自治会活動に関する意見徴収を行った。また、平成 30 年度には、各地区を対象とした自治会に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果については、各地区に情報提供するとともに、ホームページに掲載した。他地区の取組事例等を情報提供することで、地域活動の活性化を図った。警察署や消防署等と連携しながら、地区委員会等の機会を通じて、地域における犯罪・火災状況等についての情報提供を行っていく。 ・町民討議会議は、第 4 次総合計画における協働のまちづくりの重点目標の達成を目的として平成 23 年度から開始し、以後毎年実施している。平成 27 年度に町民討議会議を契機に発足したまちづくりサポーターは、平成 28 年度にNPO法人化した。平成 29 年度以降はまちサポに町民討議会議の運営を委託しており、年齢性別を問わずだれもが議論しやすいような討議会議のプログラムづくりに努めている。
<p>2 アンケート調査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・《女性が仕事を持つことについてどう思いますか》について、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「子どもがきたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が 32.8%となっている。 ・《あなたは、女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか》について、「子どもを預けられる環境の整備（保育所や学童クラブなど）」の割合が 77.3%と最も高く、次いで「男性が家事・育児・介護をすることへの理解・意識改革」の割合が 51.5%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が 49.0%となっている。 ・《男性が育児や介護で休みをとることについて、どのように思いますか》について、「どちらかという、とったほうがよい」の割合が 42.6%と最も高く、次いで「積極的にとったほうがよい」の割合が 40.5%となっている。また、「積極的にとったほうがよい」、「どちらかという、とったほうがよい」と回答した方にそう思われる理由を聞いたところ、「女性が働きやすい環境につながるから」の割合が 46.1%と最も高く、次いで「男女共同参画意識の向上が図れるから」の割合が 44.0%、「子どもに良い影響を与えるから」の割合が 38.2%となっている。 ・《今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか》について「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくする」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「男性が育児休暇、介護休暇などの休暇を取得しやすい環境をつくる」の割合が 54.4%、「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」の割合が 51.8%となっている。
<p>3 国の基本的な考え方 (第 5 次男女共同参画基本計画から抜粋)</p>	<p>第 3 分野 地域における男女共同参画の推進</p> <p>○誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、女性が地域活動や地域づくりに参画することが必要である。</p> <p>○自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、女性の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、女性の参画拡大やリーダーとなる女性の育成を図る。</p>

	<p>○また、「自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感」について、「平等」と回答した者の割合は半数近くあるものの、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、男性の意識改革とともに、女性の意識改革を行う。</p>
<p>4 次期計画に向けた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 女性が仕事を持つことについて、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が約4割、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が約3割。女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要。 • ライフイベントに対応した多様な働き方の実現に向けた環境づくりや長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取組が必要。 • 男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが必要。

「重点目標Ⅳ 計画の推進」についての現状と課題

現計画の方向性	基本的施策 13 推進体制の整備・充実
1 本町の主な取組状況	<p>基本的施策 13 推進体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部署の情報交換および意識啓発の場として、第2次レインボープラン開始の平成24年度から毎年開催してきた。当年度の取組の振り返りと、次年度に向けての課題、部署間で連携できる取組の確認などを議題に開催してきた。 ・県が主催する市町村男女共同参画行政担当者会議や、市町村ゼミナールの男女経共同参画に関する講座などに参加し、情報収集をした。 ・男女共同参画の視点からの職員研修を年1回実施した。
2 アンケート調査結果	—
3 国の基本的な考え方（第5次男女共同参画基本計画から抜粋）	—
4 次期計画に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの進行管理を適切に実施していくため、関係部署の連絡調整の場として開催を継続していくことが必要。 ・性別を問わず町・県や民間団体の研修等へ職員の参加を促し、様々な立場の方と交流するきっかけをつくっていくことが必要。